

京都府子どもを虐待から守る条例(仮称)の骨子案について

1 条例制定の背景

次代の社会を担う子どもが、虐待から守られ、権利を尊重され、夢と希望を持ち、心身ともに健やかに育つことは、全ての人々の願いであり、児童の権利に関する条約や現行法制の下で、京都府においても、虐待の初動体制の強化や関係機関等との連携など、虐待に迅速かつ的確に対応できるよう取組を進めてきた。

しかしながら、人と人とのつながりの希薄化などを背景に、地域社会においては子どもを温かく見守る力、家庭においては養育する力の低下が見られ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境が失われており、子どもに対する虐待が後を絶たない。

虐待は、子どもの心に傷を残し、子どもから笑顔や将来の夢、時には尊い生命まで奪ってしまうなど、子どもに対する著しい権利の侵害であり、体罰などを含め、理由のいかんにかかわらず決して許されるものではない。

こうした認識の下、社会全体で虐待から子どもを断固として守るため、施策についての基本理念を定め、府、保護者及び府民等の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、これらの者が実施する対策について必要な事項を定めることにより、子どもを虐待から守る取組を一層強化し、もって子どもの権利と利益の擁護に資することを目的に条例を制定する。

2 条例の内容(イメージ)

(1) 定義

子ども、保護者、虐待、関係機関等について定義

(2) 基本理念

- 虐待は、いかなる理由があっても許されるものではなく、社会全体で防止する。
- 子どもの生命を守ること及び子どもの最善の利益を最優先する。
- 子どもの権利について理解を深め、虐待を行わない、虐待を再び行わせない取組を推進する。
- 成長や心身の発達に影響を与える子どもの性被害についての対応を強化する。
- 虐待防止は、様々な主体が相互に連携を図り取り組むとともに、子ども及び保護者を孤立させない社会づくりを推進する。

(3) 関係者の責務・役割

- 府の責務
府は、市町村及び関係機関等と連携して子どもを虐待から守る施策を実施する。
- 保護者の責務
保護者は、いかなる理由があろうとも虐待や体罰を加えてはならない。また、子どもを心身ともに健やかに育成することについての第一義的責任を負うことから、子どもが健やかに成長することができるよう努める。
- 府民等の責務
府民及び事業者は、虐待の疑いを発見した場合には、速やかに通告するとともに、子どもを虐待から守ることへの理解を深めるよう努める。
- 関係機関等の役割
関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに、その専門的な知識や経験を活かし、府、市町村及び他の民間団体等と連携し、子どもやその保護者に対する支援を行うなど、子どもを虐待から守るために主体的に取り組むよう努める。

(4) 府の今後の施策の方向

府は、次の事項について重点的に取り組むこととします。

虐待の未然防止について

- ア 府は、市町村母子保健事業との連携を強化し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた切れ目のない支援を実施する。

イ 府は、関係機関等と連携し、予期しない妊娠に至らないため若年者に対する性教育及び予期しない妊娠に悩む者への支援を実施する。

虐待の早期発見及び早期対応について

ア 府は、関係機関等と緊密な連携を図り、虐待の疑いを発見した者が通告しやすく、虐待を受けた子どもがいつでも相談しやすい環境を整備する。

イ 児童相談所長は、虐待の疑いを発見した者からの通告や相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最優先して行動し、速やかに子どもの安全確認を行う。

ウ 府は、配偶者等に対する暴力により被害を受けた子ども及びその保護者に対し、関係機関等と情報共有を図り、連携して支援する。

エ 府は、性暴力により被害を受けたと思われる子どもに対し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと緊密な連携を図り支援する。

オ 知事は、立入調査等を行うに当たり、子どもの生命を守ることを最優先し、適切に権限を行使するとともに、必要な場合は警察や市町村に対し、子どもの安全確認や確保のための協力を要請する。

カ 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが転出する場合は、移転先の児童相談所に速やかな引継ぎを行うとともに、転入する場合は、転入前の児童相談所長から子どもとその家庭の状況、その他子どもの安全の確保に必要な情報を収集する。

虐待を受けた子どもへの支援について

ア 府は、子どもが安心して生活できる家庭的環境を確保するとともに、子どもの状況等を考慮し必要な支援を行う。

イ 府は、子どもの権利と最善の利益を守るため、一時保護を行った子ども又は里親委託若しくは児童養護施設等に入所する子どもから意見を聴く機会を確保し、子どもの権利を擁護するための必要な対応を行う。

虐待の再発防止について

ア 府は、虐待を行った保護者に対し、子どもが安心できる家庭環境を形成し、虐待を再発させないため、市町村や関係機関等と連携し、必要な支援を実施する。

イ 府は、虐待を再発させないため、関係機関等による地域における見守り活動の充実を図る。

児童養護施設等から退所する子どもの自立支援について

ア 府は、社会的養護の充実を図るため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設（以下、「児童養護施設等」という。）の確保及び里親制度の普及啓発に取り組み、里親による養育の充実等に努める。

イ 府は、里親委託又は児童養護施設等に入所する子どもが円滑に社会で自立することができるよう、入所中から退所後まで切れ目のない必要な支援を行う。

支援体制の強化について

ア 府は、地理的条件や交通事情、人口動向等を踏まえ、一時保護を含む児童相談所の機能を適切に発揮できる相談支援体制を確保する。

イ 府は、府や市町村、関係機関等の人材育成を図るため、専門知識や技術の習得のための研修を行うとともに、子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、市町村や関係機関等と連携し、民間支援団体等の育成に努める。

(5) 施策の推進

- 府は、子どもを虐待から守る施策及び取組を効果的に推進するための方策について調査研究を行うとともに、市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、一体となって子どもを虐待から守る施策を推進する。
- 府は、子どもを虐待から守る施策を推進し、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

参考資料（用語解説）

索引	用語	解説
か	虐待	保護者からその監護する児童（18歳に満たない者）に対する、身体的虐待（殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど）、性的虐待（子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど）、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど）又は心理的虐待（言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう、きょうだいに虐待行為を行うなど）の行為（児童虐待の防止等に関する法律第2条）
	子どもの安全確認	児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施する。当該所定時間は、迅速な対応を確保する観点から、48時間以内とすることを原則とする。（厚生労働省「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」）
	子どもの最善の利益	平成元年に国際連合が採択し、平成6年に日本政府が批准した児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」）の第3条第1項に定められている。子どもの権利を象徴する言葉として国際社会等でも広く浸透しており、保護者を含む大人の利益が優先されることへの牽制や、子どもの人権を尊重することの重要性を表している
	子どもの性被害	本条例骨子案では、保護者からの性的虐待のほか、親族、きょうだい、同居人等保護者以外から子どもが受けた性被害のことを指す
さ	里親制度	さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度
	市町村母子保健事業	本条例骨子案では、母子保健法に基づき市町村が実施する、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、国民保健の向上に寄与することを目的とする事業を指す
	児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第44条）
	児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第43条の2）

	児童相談所	市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、政令指定都市等に設置される行政機関（厚生労働省「児童相談所運営指針」）
	児童養護施設	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第41条）
	社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと
	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一箇所を提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とするもの（内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」）
た	体罰	身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為。（例：言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので頬を叩いた、大切なものにいたずらをしたので長時間正座をさせた、友達を殴ってケガをさせたので同じように子どもを殴った、他人のものを取ったので、お尻を叩いた、宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった、掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけたなど）（厚生労働省体罰等によらない子育ての推進に関する検討会「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」）
	立入調査	都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる（児童虐待防止法第9条）
	通告	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない（児童虐待の防止等に関する法律第6条）
	転出 転入	本条例骨子案では、児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域内から管轄区域外に移転する場合（転出）、またその逆（転入）のことを指す
な	乳児院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第37条）
は	配偶者等に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））	配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける

		身体に対する暴力等（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条）
は	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準じる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第38条）
や	予期しない妊娠	妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに捉えられない状況を広範に示す言葉（厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）」）